

## 3回目接種にかかる施設接種計画表の作成・提出に関するQA

令和3年11月2日更新

各入力項目の入力方法・内容等については、**回答様式内の「入力要領」シート**をご確認ください。

No.	Q	A
1	郵送されて来た送付物や封筒に記載されている「施設No」とは何か？	提出管理の都合上、こちらで付与した番号です。特段、意味はありません。
2	3回目接種が可能となる2回目接種から「概ね8ヶ月以上経過」の考え方は？	現時点で、国の方針では、「概ね8ヶ月」の正確な考え方が示されていないので、3回目接種の実施予定日は、2回目接種から8ヶ月(245日)が経過した日を目安として、施設接種計画表を作成してください。この日より以前に3回目を接種することはできません。 3回目の接種は、8ヶ月が経過した日その日1日限りで接種しなければならないのではなく、その日を経過した以降で、実施していただいて構いません。
3	3回目接種が可能となる時期はまだ先だが、この時期に接種計画表を作成しなければならないか？	現段階で、3回目接種が始まる時期に国より市に供給されるワクチン量はまだ定まっておらず、本市としても今後の国の動向に随時対応していく必要があります。そのため、本市における円滑な高齢者入所施設での3回目のワクチン接種を実施していくに当たっては、現段階で、あらかじめ全体で必要となるワクチン量を把握しておく必要があります。このことから今回、接種計画表を作成・提出いただきますようお願いいたします。
4	施設接種計画表に計上すべき人数は？接種意思は、必ず確認しなければならないか。	施設での接種を希望する方の人数を前提に作成してください。今回の接種計画表の作成に当たって、必ず接種意思を確認しなければならないものではありません。 実際に3回目の接種を実施する際には、1, 2回目の接種時と同様に、接種意思の確認が必要となります。(予診票の同意欄)
5	熊本市外の人・65歳未満の人を含めてよいか？	施設単位での接種となりますので、依頼文に記載のとおり、施設内での接種を希望される方の人数には、「熊本市民で65歳以上の入所者・65歳以上の従事者に限らず、これ以外の入所者・従事者等」を含めていただいて構いません。 ただし、 ・必ず2回目接種から8ヶ月が経過していること ・実際の接種時においては、3回目接種用の接種券が必要となり、自治体によって接種券の発行時期等が異なること がありますので、作成に当たってはこれらの点について注意し、作成してください。
6	今後入所・入職予定もしくは退所・退職予定の人については、接種計画表に計上しておく必要があるか。	入所・入職することが確定している人について計上いただくことは差し支えありません。 また3回目の接種時期において退所・退職予定が確定している人で施設で行う接種で接種することがない方については、計上いただく必要はありません。
7	3回目接種を希望する人の2回目の接種日の確認方法は？	3回目の接種を希望される方がご自身でお持ちの接種済証でご確認ください。 接種済証の再発行が必要な場合の手続きはリンク先のHP記事でご確認ください。本人からの請求が原則です。また、本市民以外の方については、ご本人が各自治体へお尋ねください。 <a href="https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/Detail.aspx?c_id=5&amp;id=36362">https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/Detail.aspx?c_id=5&amp;id=36362</a> 「接種済証の発行申請手続(郵便受付)について」  ※コロナワクチンの接種は強制ではありません。ご本人が希望する場合に限り接種を行うものになります。効果と副反応について正しい情報を確認し接種の判断をお願いします。また、接種の判断については、健康状態など様々な事情があります。接種しない方への偏見や差別はやめましょう。
8	接種計画表の提出後に、入力内容の追加や変更があった場合はどうしたらよいか。	変更後の接種計画表を再度ご提出ください。 提出する際はファイル名を「【施設名】接種計画表○月○日更新」へ変更しご提出ください。 なお、変更した接種計画表の提出が、接種予定日の直前となった場合は、変更内容への対応が出来かねますので、余裕をもってご提出ください。
9	メールでの提出ができない場合はどうしたらよいか。	FAXでご提出ください。 感染症対策課ワクチン対策PT集団接種班 FAX:096-328-8666

### 3回目接種にかかる施設接種計画表の作成・提出に関するQA

令和3年11月2日更新

各入力項目の入力方法・内容等については、**回答様式内の「入力要領」シート**をご確認ください。

No.	Q	A
10	市外の医療機関に接種を依頼する予定だが、どうしたらよいか。	市外の医療機関に対しては、本市からワクチンの配送をすることはなく、各自治体から配送を行うため、各自治体へのワクチン供給量によっては、接種開始時期が本市と異なる可能性があります。そのため、市外の医療機関へ接種を依頼される予定の場合は、作成された接種計画表通りに接種を開始できない可能性がありますので、今回は「シート2 接種計画表」は提出せずに、市外の医療機関に依頼する旨を、 <u>熊本市感染症対策課集団接種班へ個別にご連絡ください。</u>
11	使用するワクチンは何ですか。	ファイザー社製のワクチンを使用する予定です。(令和3年11月1日時点)
12	1～2回目の接種は、高齢者施設での集団接種ではなく、医療従事者として医療機関において接種を行ったが、今回の施設接種計画表に含める必要があるか。	今回提出いただく施設接種計画表は <u>高齢者施設における3回目接種</u> についての接種計画表です。この高齢者施設における接種とは別で、 <u>医療機関における医療従事者等を対象とした3回目接種</u> において、 <u>医療従事者等として接種を受ける予定の方</u> については、重複を防ぐために、今回の施設接種計画表には含めずに作成してください。